

## あびこ市民活動ステーション備品ロッカー利用規定

### 第1条(目的)

備品ロッカーは、あびこ市民活動ステーション利用者が、当施設において市民公益活動または市民事業活動を行う際の利便を図るために設置する。

### 第2条(申込)

1. 備品ロッカーの利用を希望する者は、別紙「備品新規利用申込書」を提出しなければならない。
2. 備品ロッカー利用期限は原則として4月1日から翌年の3月31日までとし継続希望の場合も次年度の申込みをしなければならない。ただし希望によって4月1日～9月30日、または10月1日～翌年3月31日の半年期間を選ぶこともできる。
3. 備品ロッカー利用希望者募集は毎年2月～3月の間に行う。なお、半年利用者で年度途中で解約した場合は年度途中で補欠募集を行う。
4. 備品ロッカー利用申込みが多い場合は、厳正な抽選によって決定する。
5. 利用申し込みができるのは、「あびこ市民活動ステーション利用届け」を済ませた団体または個人とする。

### 第3条(利用料金)

利用料は下記のとおりとし、いずれも期首に全納しなければならない。

(大型)2,300円/年 1,200円/半年 (中型)1,500円/年 800円/半年

### 第4条(収納物)

備品ロッカーには事務用品、文書類以外のものを保管してはならない。

### 第5条(利用者証)

備品ロッカー利用の際は別途発行する利用者証を施設受付スタッフに提示して鍵を借り受け、終了後は鍵を返却しなければならない。

### 第6条(損害賠償)

備品ロッカーに保管している物品の盗難や損傷により損害を被っても、管理者は一切責任を問われない。

以上

制定 平成26年4月1日 改定 平成30年1月5日